

# 公害等調整委員会の動き

(令和4年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
9月12日	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

#### ○ 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第3号事件)

令和4年6月28日受付

本件は、申請人ら(東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住する住民153名で公害健康被害補償法の認定を受けていない者)が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人メーカーら(自動車メーカー7社)が、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国(代表者環境大臣)は、自動車排出ガス規制権限の不行使により、国家賠償法第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1億5300万円の支払を求めるものです。

#### ○ 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第4号事件)

令和4年7月14日受付

本件は、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたのは、被申請人国(代表者国土交通大臣)及び被申請人道路会社(以下「被申請人ら」)が、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用・竣工以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染(NO<sub>2</sub>、SPM、PM2.5及び降下煤塵)を発生させたことによるものであるとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計337万7818円の支払を求めるものです。

#### ○ 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第5号事件)

令和4年8月1日受付

本件は、申請人が、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害され、精神的苦痛等の健康被害を被っているのは、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることによるものであるとし

て、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金 440 万円等の支払を求めるものです。

○ 恵那市における鉄工所からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(令和 4 年 (セ) 第 6 号事件)

令和 4 年 8 月 4 日受付

本件は、申請人が、イライラ感や不安感を感じ、日常的に仕事をしようとしても集中力が欠如する状態となり、著しい精神的・肉体的苦痛を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているのは、申請人宅の隣地で、被申請人が経営する鉄工所から発生する作業音(鉄骨をたたく音や鉄骨を落とす地響きを伴う音、金属切断音)によるものであるとして、被申請人に対し、慰謝料等として、損害賠償金 330 万円等の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和 4 年 (ゲ) 第 7 号)

① 事件の概要

令和 4 年 6 月 14 日、山口県周南市の住民 1 人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。平成 27 年 10 月 28 日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害は被申請人が操業する工場から発生させた超音波と唸り音の騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない

と認められることから、令和 4 年 8 月 3 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用する第 42 条の 12 第 2 項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(令和 2 年 (ゲ) 第 1 号事件・令和 3 年 (ゲ) 第 4 号事件・令和 4 年 (調) 第 4 号事件)

① 事件の概要

令和 2 年 3 月 12 日、滋賀県草津市の住民 1 人から、スーパーマーケット経営会社及び日用品等販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害は、被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、令和 3 年 4 月 2 日、同申請人らから、同様の被害内容について、当初申請のあった被申請人とは別の者(日用品等販売店のフランチャイジー)を被申請人として、同内容の原因裁定を求める申請があり(公調委令和 3 年 (ゲ) 第 4 号事件)、同年 4 月 26 日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら店舗の室外機等からの騒音・低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 4 年 8 月 3 日、公害紛争処理法第 42 条の

## 公害等調整委員会の動き

---

33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和4年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年8月29日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。